

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生緊急整備地域として新たに新大阪駅周辺地域を定める等すること。（第一条関係）

第二 この政令は、公布の日から施行すること。（附則関係）